

定 款 変 更 届 出 書

年 月 日提出

日本公認会計士協会 御中

法人名

届出責任者

(代表)社員_____④

会則第24条第3項及び監査法人の届出に関する細則第9条第2項の規定に基づき、本定款変更届出書に、金融庁長官に届け出た書面の写し(その添付書類を含む。)を添えて提出します。

1 金融庁長官に届け出た書面の写し(公認会計士法施行規則第21条第1項)..... ☐

2 変更後の定款の写し..... ☐

3 定款の変更が社員の変更に係るものであるとき

(1)新たに社員が加入した場合 当該社員に係る

①社員である公認会計士及び特定社員の登録年月日及び登録番号を記載

した書類の写し..... ☐

②社員が公認会計士法第34条の4第2項各号に該当しないことを当該

社員が誓約する書類の写し..... ☐

③社員の経歴書の写し..... ☐

(2)社員の数が変動した場合

変更後の社員の数を記載した書類の写し..... ☐

4 定款変更が事務所の新設、移転又は廃止に係るものであるとき

当該変更後の事務所が2以上あるときは、各事務所ごとに、その所在地、
当該事務所で勤務する社員の数並びに公認会計士及びその他の者に区分

した使用人の数を記載した書類の写し..... ☐

(下欄は記入しないこと)

受付年月日	
会員番号	

(注意事項)

- ① 1の書面に金融庁(又は財務局)の受理印がない場合は、受理日を確認できる書面の写しを添付してください。
- ② 社員の加入・脱退等、登記事項に変更が生じる場合には、登記簿(履歴事項全部証明書・コピー可)も添付してください。
- ③ 社員の脱退に伴い社員が4名以下になった場合、新たな社員の加入予定日をお知らせください。

社員加入予定日 年 月 日

公認会計士である社員が4名以下になり、そのなった日から引き続き六月間経過しても社員が5名以上にならなかった場合その六月を経過した時に解散となります(公認会計士法第34条の18第2項)。